

鴻臚館エリア管理運営業務
に関するサウンディング型市場調査に係る質疑に関する回答

令和 7 年 11月 7日

No.	質問項目	質問内容	回答
1	指定管理の範囲について	「海路：交流ゾーン」はイベントスペースの認識ですが、こちらのスペースの管理(施設保守・イベント等の貸出対応)も指定管理者が行う想定でしょうか。	指定管理者制度については、あくまで管理運営手法の1つの選択肢であるため、現時点で指定管理で運営することは決まってはおりませんが、ご質問のスペースにつきましては、管理者が行う想定で検討しています。
2	事業モデルについて	鴻臚館エリア管理運営業務について、事業内容や運営スキーム等をご検討・ご計画されるに際し、参考とした・視察等を行った他の事業や施設があればご教授ください。	検討にあたり、安満遺跡公園(大阪府高槻市)には現地視察や管理運営者の意見等をヒアリングさせていただきました。
3	指定管理料について	社会の情勢に伴う物価高の影響を受け、水光熱等の費用が高騰していますが、採算が取れる予算組みになっているのでしょうか、また緊急時や予測外のケースが発生した場合など臨時補填の枠組みは存在するのでしょうか。	エリアにおける管理運営費につきましては、必要になる事業費や緊急時の予算対応等についても想定のうえ検討を進めることとしております。
4	自主事業について	舞鶴地域や大濠公園などと一体化した自主事業の開催など、また自主事業の考え方としてある程度の融通が利くものなのでしょうか、また利益が発生した場合の分配の考え方はいかがなものなのでしょうか。	地域や隣接する大濠公園と共同のイベント事業の開催などは、事業者様の提案次第かと思います。仮に指定管理者制度を導入した際の自主事業については、鴻臚館エリアの管理運営に掛るコンセプトより大きく逸脱しない範囲であれば問題ないと考えます。また、利益が発生した場合の収益分配等については、まだ検討段階のため今後の課題とします。
5	駐車場について	インバウンドや観光客の集客を見込む中で、十分に対応出来るキャパなののでしょうか。	鴻臚館エリアに隣接する舞鶴公園第4駐車場をはじめ、園内の各駐車場を利用させていただくことで、対応できると想定しております。